

仁淀川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

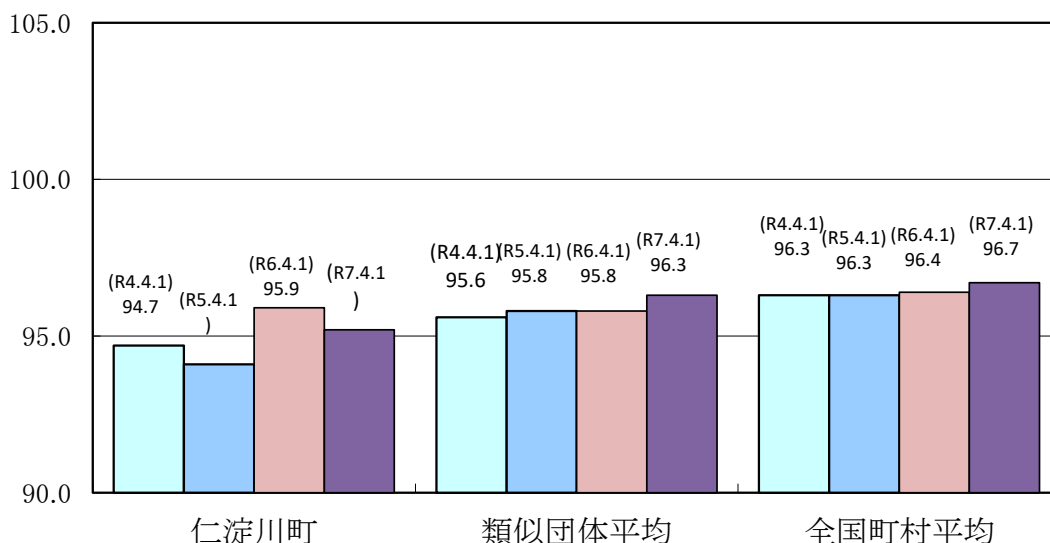
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 4,457	千円 6,778,562	千円 382,458	千円 1,181,171	% 17.4	% 16.4

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
令和 6年度	人 129	千円 427,542	千円 47,860	千円 167,802	千円 643,204	千円 4,986	千円 5,608

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3)ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
 ※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

該当なし

(4) 給与改定の状況

※ 人事委員会を設置していないため、この欄は記載していません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 7年度	円	該当なし	円 (%)	%	%	

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 7年度	月	該当なし	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号付近の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額引上げを実施。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[(実施) 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その「理由」)

(給料表の改定実施時期)令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号付近の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額引上げを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) (実施時期)	該当なし
------------------	------

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
仁淀川町	43.5 歳	321,600 円	363,646 円	344,345 円
高知県	41.4 歳	318,628 円	383,990 円	339,495 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.3 歳	302,599 円	348,683 円	327,516 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
仁淀川町	54.8 歳	1 人	285,800 円	285,800 円	285,800 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	54.8 歳	1 人	285,800 円	285,800 円	285,800 円	県に分類されない「運搬・清掃・施設管理等職」	49.1 歳	244,800 円	1.17
うちその他	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
高知県	60.1 歳	15 人	259,402 円	285,684 円	265,348 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	52.7 歳	2 人	273,536 円	291,816 円	284,628 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値の比較)		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
仁淀川町	3,789,700 円	— 円	—
うち用務員	3,789,700 円	3,297,300 円	1.15
うちその他	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3~5年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計してのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		仁淀川町	高知県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,200 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	189,700 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	181,600 円	185,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

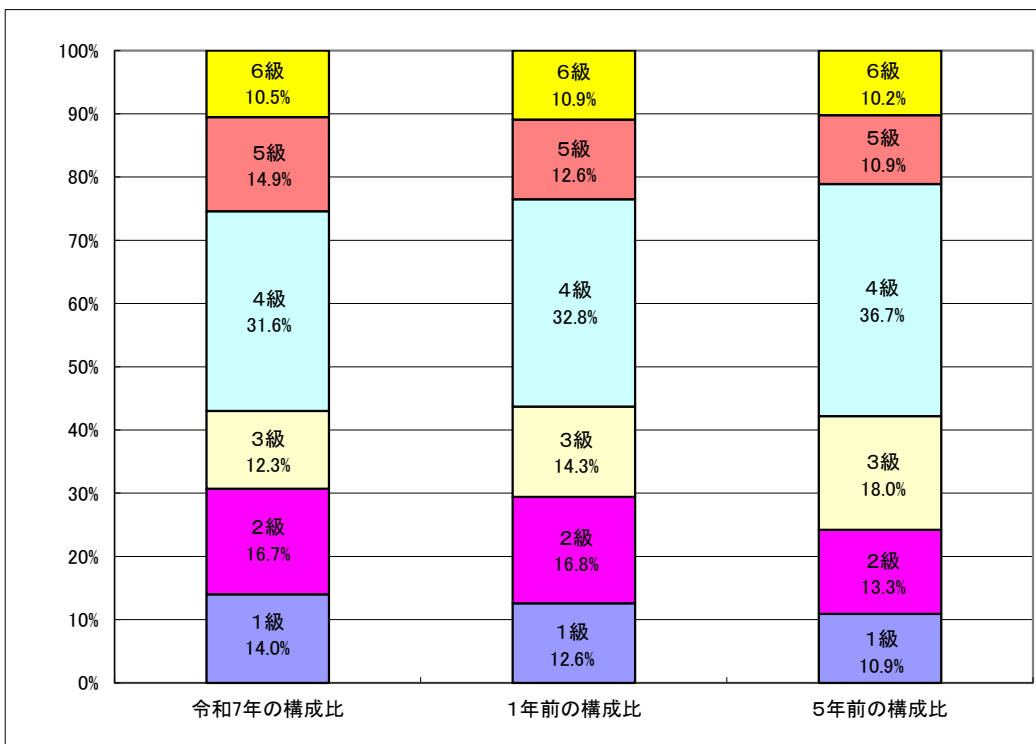
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,900 円	336,100 円	— 円	— 円
	高校卒	243,400 円	— 円	— 円	276,650 円
技能労務職	高校卒	— 円	285,800 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	16人	14.0%	183,500円	258,100円
2級	主査	19人	16.7%	230,000円	308,500円
3級	主幹	14人	12.3%	261,300円	354,700円
4級	係長	36人	31.6%	287,300円	386,100円
5級	課長補佐	17人	14.9%	309,800円	398,200円
6級	課長	12人	10.5%	335,000円	415,700円

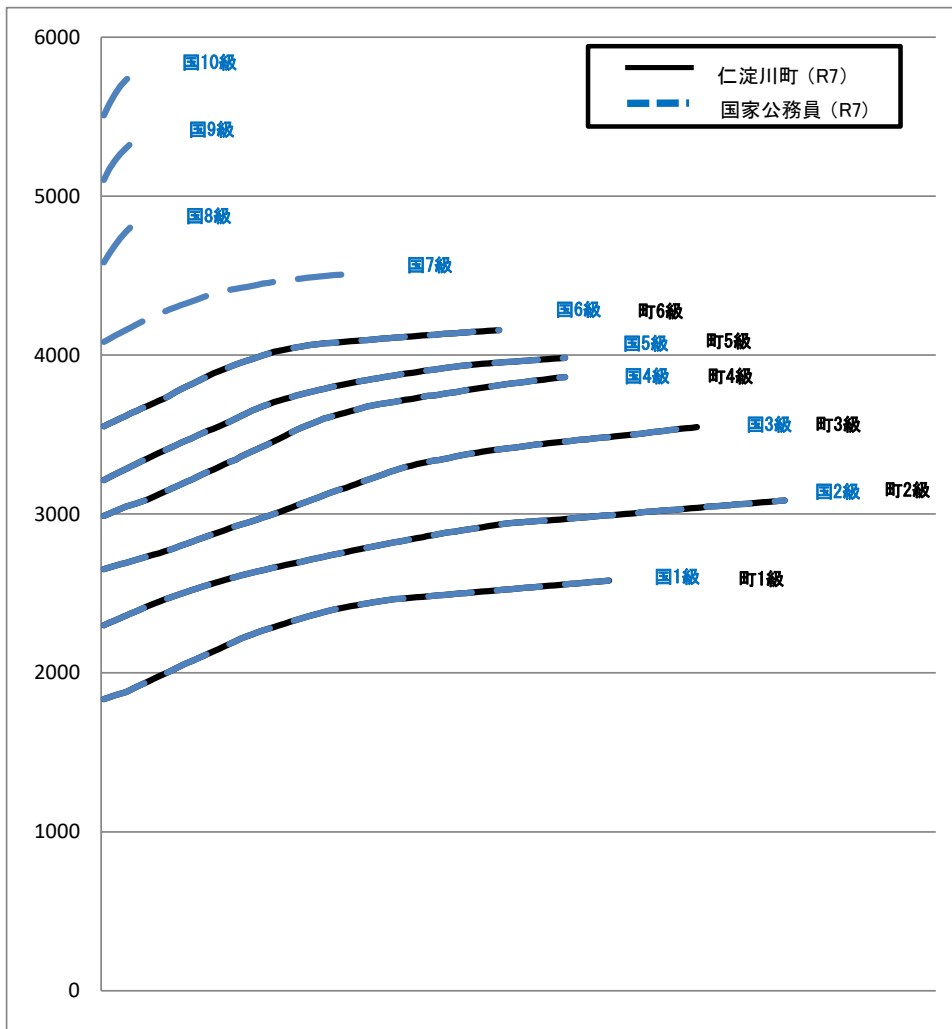
- (注) 1 仁淀川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)

令和7年4月1日時点



昇給 →

(3)昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(仁淀川町)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)	○		○	
ロ	人事評価を実施していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

仁淀川町	高知県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,595 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,620 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事院会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.350)月分 (0.925)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% 国を上回る加算措置となっている場合、その理由	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(仁淀川町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	○	○	○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

仁淀川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
調整率	87/100		調整率	87/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 (退職時特別昇給) (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置		
自己都合 応募認定・定年					
1人当たり					
平均支給額	5,815千円	20,767千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		3,332 千円	
支給職員1人当たり平均支給額(令和6年度決算)		1,111 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
2級地	16%	3人	16%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4)特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		3,273 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		410 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		5.9 %		
手当の種類(手当数)		6種別		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	看護師等	レントゲン照射業務	22 千円	日額230円
理学療法作業手当	理学療法士等	理学療法業務	192 千円	月額8,000円
夜間看護手当	看護師	夜間看護業務	0 千円	1回500円
特別研修手当	医師	特別研修業務	1,800 千円	月額50,000円
施設管理手当	医師	入院施設管理業務	0 千円	月額30,000円～50,000円
拘束手当	医師	勤務時間外の急患対処のための待機	1,264 千円	日額4,000円

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	17,792 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	1,423 千円
支給実績(令和5年度決算)	22,191 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	180 千円

(注)職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・配偶者 3,000円 ・子又は配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・子 11,500円 ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの子 5,000円加算	同	-	16,998 千円	269,809 円
住居手当	・借家、借間 27,000円以下 家賃額-16,000円 27,000円超61,000円未満 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 61,000円以上 28,000円	同	-	6,311 千円	191,251 円
通勤手当	・交通機関利用 実費(上限55,000円) ・交通用具利用 距離区分に応じ2,000円～12,900円	異	距離区分の最高が20km以上(国は60km以上)	10,535 千円	97,545 円
管理職手当	・課長、支所長、出納室長、議会事務局長、教育次長 30,000円 ・参事 25,000円 ・課長補佐、教育次長補佐、教育事務所長、副参事 20,000円	異	支給額	8,010 千円	276,207 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	町長	680,000 円 ()	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 416,500 円
	副町長	587,000 円 ()	705,000 円 / 415,000 円
報 酬	議長	252,000 円 ()	395,000 円 / 160,000 円
	副議長	204,000 円 ()	310,000 円 / 140,000 円
	議員	181,000 円 ()	290,000 円 / 130,000 円
期 末 手 当	町長 副町長	(令和6年度支給割合) 3.15 月分	
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 3.15 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 680,000円 × 在職年数 × 500/100	(1期の手当額) 13,600千円 (支給時期) 任期毎
	副 町 長	587,000円 × 在職年数 × 300/100	7,044千円 任期毎
	備 考		

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

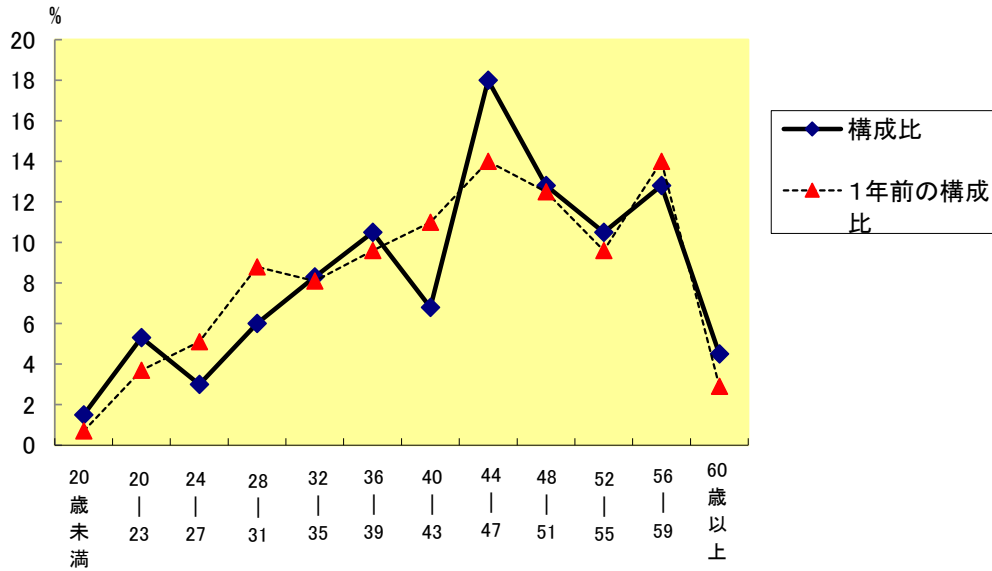
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	欠員不補充
		総務	33	33	0	
		税務	8	8	0	
		民生	11	11	0	
		衛生	15	14	-1	
		農林水産	10	10	0	
		商工	3	3	0	
		土木	11	9	-2	
	計	93	90	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 197.68 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数(R7年4月1日数値) 176.76 人)	
	教育部門	12	12	0		
小 計	105	102	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 221.31 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数(R7年4月1日数値) 206.21 人)		
公 営 企 業 等 会 計 部	病院	18	17	-1	欠員不補充	
	水道	2	2	0		
	その他	11	12	1	欠員補充	
	小 計	31	31	0		
合 計		136 [196]	133 [196]	-3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 287.92 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	2人	7人	4人	8人	11人	14人	9人	24人	17人	14人	17人	6人	133人

(注)1 職員数は一般職に属する職員のうち教育長を除いた人数である。

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	102	101	96	93	93	90	△12 (△11.8)
教育	14	14	12	11	12	12	△2 (△14.3)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0)
普通会計計	116	115	108	104	105	102	△14 (△12.1)
公営企業等会計計	25	25	30	31	31	31	6 (24)
総合計	141	140	138	135	136	133	△8 (△5.7)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。